2023 (令和 5) 年度 事 業 報 告 書

2023 年度事業報告書

公益財団法人日本医療総合研究所 2024年5月25日 第42回定例理事会決定

<1> 法人の状況に関する重要な事項

1. 公益事業全般と法人運営

新型コロナウイルスの流行が始まってから4年を経過した。政府は2023年5月8日から新型コロナウイルス感染症を5類に引き下げ、医療体制や公費支援の段階的見直しを行ったが、現在でも病院や高齢者福祉施設などでクラスターが発生し、学校の学級閉鎖も起きている。入院患者は減少傾向にあるものの、患者数はまだ多く、減少が続くかは読めない状況となっている。病院訪問時のマスク着用など、感染防止対策が呼びかけられているなかで、2023年度も引き続き、当財団の活動に支障が生じたまま推移したが、感染防止対策に取り組みつつ、健全な事業の推進に努めた。

第12回定時評議員会(2023年6月16日)、理事会(第39回・2023年5月27日、第40回・10月28日、第41回・2024年3月2日)は、Web会議(出席者が一堂に会するのと同等に、相互に十分議論できる環境を整えた方法)による開催形式で行った。第40回臨時理事会では、日本医療労働会館大規模修繕工事費用の補正予算の承認と、引き続きの課題となっている事業活動の維持・発展のための財源確保(主に賛助会費)について議論を行った。コロナ禍のなかにあっても、公益法人としての適切な運営、公益事業の活発化と円滑な遂行、公益法人会計基準に則った会計処理に努めた。

また、内部統制システムの確立のため、10月12日に「マイナンバー制度学習会」を入居団体にも呼び掛けて開催し、5名が参加した。新型コロナウイルス感染対策を図りながら、消防計画に基づく自衛消防訓練を2023年8月3日に総合訓練(初期消火訓練を含む)、12月13日に部分訓練を実施し、防火・防災管理に努めた。12月7日には、内閣府公益認定等委員会の「立入検査」が7年ぶりに実施され、公益認定に抵触するような問題はみられないとする旨の総評を得ることができた。

2. 事業

(1) 「保健・医療・介護・福祉に関する調査研究」事業

保健・医療・介護・福祉の発展に資する知見を提供し、その調査研究成果の社会的活用により、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを享受できる社会の形成に寄与することを目的とする 事業である。この分野の専門家・実務家・有資格者からなる研究・研修委員会のメンバーを中心に、 社会的に重要と考えられるテーマを設定し、調査研究に取り組んでいる。

調査結果・研究成果の内容は、季刊発行している『国民医療』に掲載し、広く普及した。

2023 年度に取り組んだ事項の具体例を挙げると、「医療動向モニタリング小委員会」を Web 会議システム 4 回(2023 年 5 月 26 日、8 月 18 日、10 月 27 日、2024 年 3 月 1 日)、リアル 1 回(12 月 16 日)の計 5 回開催し、(ア)医療提供体制の再編に関する動向、(イ)介護保険制度改正と動向、

(ウ) 医師養成をめぐる動向、(エ) 国民健康保険をめぐる動向、(オ)税・社会保障改革に関する動向、(カ) 医療労働・医療労働組合をめぐる動向などをモニターした。ホームページ上に議論の内

容を掲載した「ニューズレター」27号(2024年1月5日)、28号(2024年2月5日)、29号(2024年3月5日)をアップした。

「健康・医療・介護のデジタル戦略検討部会」は 2023 年度に発足した研究部会である。政府は「最先端のデジタル国家になる」として、国民の個人情報のデータの連携や利活用を大規模に行うデジタル化政策を推進している。その中核に位置付けられているのが、健康・医療・介護分野を対象とした医療 DX である。マイナンバー制度のインフラを活用するもので、マイナ保険証とマイナポータルの組み合わせが前提になっている。政府の医療 DX の工程表には、①データの共通化・標準化によって医療情報のデジタル化と共有、2 次利用を推進する、②デジタル化による業務改革を実現する、③国民自身の疾病予防を促進する、との考え方が盛り込まれている。政府主導のデジタル化に合わせる形で医療や介護の制度や内容を変えていくものである。国民に対しては、自らの健康・医療データの自己管理・活用を促して「健康の自己責任論」の立場から行動変容を求め、公的医療費を抑制するとともに、データ化された医療情報を利活用して新たな産業基盤につなげていく、という狙いがある。2023 年度は、5 回の研究部会が開催され、①医療 DX の工程表に関するモニタリング及び課題の整理、②医療等情報・データの利活用(一次利用、二次利用)に関するモニタリング及び課題の整理に取り組み、部会担当者からの報告と検討がなされた。

「社会保障研究と運動の連携検討」部会は、2022年度に発足した研究部会である。社会保障給付費削減を目的とした社会保障「改革」が各分野で進められているなかで、「改革」への批判はあるものの、一定の支持を得て進められているのも事実である。その原因の一つにかつては強固な連携が図られていた社会保障運動と人権論をベースとした社会保障研究の後退にある。両者は後継者不足という課題も抱えている。本部会では、社会保障運動と人権論をベースとした社会保障研究は両輪にあることを前提に連携を図り、運動と研究を発展させていくことを目的に活動を行う研究部会であり、2023年度は、静岡県労働研究所と静岡県労働組合評議会の連携(最低生計費調査等)についてのヒアリングを実施した。また、部会の実践している成果の一つとして、昨年ヒアリングを行った中央社会保障推進協議会の「社会保障入門テキスト」を作成することができた。

【定款上の根拠】第4条第1項第1号

【直接の対象者】特になし

(2) 「保健・医療・介護・福祉に関する医療研究全国集会」事業

保健・医療・介護・福祉についての専門的知識を普及し、サービスの向上をはかることにより、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを享受できる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。この事業は日本医療労働組合連合会と当法人とで医療研究全国集会組織委員会を結成し、毎年、日本全国各地を開催地として、保健等に関する事項をテーマに全国から参加者を集め、講演、分科会、市民フォーラムを行っている。開催地の保健・医療・介護・福祉関係者の参画も得ながら、組織委員会で具体的な事項を決定し、実施している。

第50回医療研究全国集会は、2023年6月24日(土)~25日(日)に山形県・山形市内で開催した。集会は、50回目を迎える節目の記念集会となり、新型コロナの影響によってオンライン集会が続くなか、感染対策を図りながら4年ぶりのリアル開催に挑戦し、大成功を収めることができた。1日

目の全体集会は、記念講演 I 「山形県の地域医療の充実をめざして」(山形大学大学院医学系研究科医療政策学講座教授・村上正泰氏、基調報告、記念講演 II 「医療研究全国集会 50 回目を迎えて」~コロナ禍で見えた保健・医療・介護・福祉の今後~(公益財団法人日本医療総合研究所理事・佛教大学客員教授・横山壽一氏)を予定どおり実施することができた。全体会終了後には、「おいしい山形を味わう交流会」が開催され、約100人が参加し交流を深めた。2日目の分科会は、各運営委員・助言者の協力を得て、14の分科会を設定し、レポートのもとづく討論・交流を行った。また、現地実行委員会の協力により、「動く分科会」(震災被災地見学)も実施した。参加者は全国 36 都道府県から476人であった。

第51回医療研究全国集会は、和歌山市での開催に向けて9月20日に第1回組織委員会を開催し、中央・現地の準備をスタートさせた。感染対策を実施した上で、現地での開催に向けて準備が進められている。また、「第51回医療研究全国集会 in 和歌山」の成功に向け、看護分科会によるプレ企画として、「新春看護学習会」(テーマ・「患者・家族人権を意識した『より良い看護』について」)が2024年1月21日にオンラインで開催された。参加者は40名であった。

なお、第 52 回以降の開催について、主催者の財政状況の厳しさだけでなく、コロナ禍で開催した 2 回のオンライン開催の教訓(参加者の負担の軽減)を生かして、全国各地を回るリアル開催は 2 年に 1 度の隔年開催とし、分科会の継続性の観点から、リアル開催を行わない年は「オンライン集会」を 開催する形式(第 52 回「オンライン集会」→第 53 回「リアル集会」→第 54 回「オンライン集会」 →第 55 回「リアル集会」を繰り返す)に変更することを提起している。

【定款上の根拠】第4条第1項第2号

【直接の対象者】市民一般が参加できる。

(3) 「保健・医療・介護・福祉に関する講座・セミナー・シンポジウム・研修会・研究集会」事業

保健等分野の関係者向けに、保健等についての専門的知識を普及し、サービスの向上をはかること、また、一般市民や学生向けに知識の普及啓発をはかることにより、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを享受できる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。

「研究セミナー」は、当法人協力研究員をはじめとする研究者による日頃の研究成果の発表を受け、保健・医療・介護・福祉等をめぐる現状と今後の課題を明らかにすることによって、誰もが質の良い安全・安心の保健等サービスを享受できる社会への道筋を探るものである。

2023 年 8 月 19 日にオンラインで開催した「研究報告会 2023」は、3 名の研究者(①社会保障・社会福祉における「思いやり」の位置に関する検討~「地域共生社会の実現」の議論に向けて「新自由主義国家の脱民主主義化と『伝統的道徳観(価値観)』への再フォーマット」という論点に着目して~(尼崎医療生活協同組合総務部長・龍谷大学ほか非常勤講師 岸本貴士氏)、②被保護者の健康および受療行動に関連する地域の社会環境要因ー福祉事務所データなどを用いた実証研究より一(大阪医科薬科大学医学研究支援センター医療統計室講師 西岡大輔氏)、③地域共生社会と福祉専門職の養成一社会福祉士養成新カリキュラムのねらいと課題ー(京都市中京区社会福祉協議会 黒川奈緒氏)による研究報告と熱心な意見交換が行われた。参加者は23人であった。その他、研究成果等につ

いては、季刊『国民医療』に掲載し広く普及した。

2023 年 12 月 16 日、4 年ぶりにリアルで開催した「医療・介護フォーラム 2023」は、「医療・介護・教育ー準公共部門のデジタル化政策のめざすところ」をテーマに、日本医療総合研究所研究・研修委員、明治大学准教授の早川佐知子氏がコーディネーターを務め、基調報告「誰のための医療 DX かーねらい・現状・課題」(日本医療総合研究所研究・研修委員 寺尾正之氏)と 3 名のパネリスト(①「マイナ保険証の問題点―これまでとこれから」(全国保険医団体連合会事務局主幹 松山洋氏)、②「科学的介護の推進と介護データ利用―介護現場への影響」(日本医療福祉生活協同組合連合会代表理事専務理事 片山忍氏)、③「教育 DX とデジタルキャンバス化のめざすところ」(東北福祉大学准教授 佐藤英仁氏)による報告・発言と参加者らとのディスカッションが行われた。参加者は 18 人であった。フォーラムの内容は、季刊『国民医療』に掲載する予定になっている。

【定款上の根拠】第4条第1項第2号

【直接の対象者】市民一般が参加できる。

(4) 「定期刊行物の発行その他の出版活動」事業

定期刊行物『国民医療』をはじめ、当法人の研究活動の成果など、保健等サービスの向上に資する 出版物を発行することにより、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを享受できる社会の 形成に寄与することを目的とする事業である。

『国民医療』の発行は、保健等に関する調査研究の成果を知らせることにより、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを享受できる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。

2024年3月現在、通算361号を数え、調査研究活動の報告、研究者・専門家の論文、賛助会員の 寄稿、海外情報などの提供を行っている。現在の発行部数は、1,050部。

【定款上の根拠】第4条第1項第3号

【直接の対象者】市民一般が参加できる。

(5) 「日本医療労働会館の管理運営」事業

(7) 記載の事務所スペースを貸与しているこの法人の目的と同様の目的の事業を行う関係団体の活動が円滑に行えるよう会館管理委員会を通じて、適切な会館管理・運営を行い、さらに、大規模震災時には、避難者の一時避難・救護場所として会館を一般に開放する事業である。

2023年度は、会館管理委員会を3回(2023年6月15日、10月12日、2024年2月15日)開催し、適切な会館の管理・運営に努めた。2月15日に開催した会館管理委員会では、2023年度に実施・終了した大規模修繕について報告した。なお、会館を一時避難・救護場所として一般に開放すべき震災は今年度はなかった。

【定款上の根拠】第4条第1項、第7号、第8号

【直接の対象者】市民一般

(6) 「保健・医療・介護・福祉に関する研究に対する助成」事業

保健等に関する学術研究の促進を図り、その研究成果の社会的活用により、誰もが質の良い安全で

安心できる保健等サービスを享受できる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。助成対象者は、当法人の目的にかなうと認められる研究を行う者で、当法人が設置する研究・研修委員会において、保健等分野の学術研究及び社会状況を踏まえ、必要と考えられる研究を実施するのに適した研究者を選定し、理事会で承認して資金援助を行う。非応募型の助成である。

2023年度は、個人研究助成として9名の協力研究員に研究助成を行っている。

助成成果の内容は、今後、『国民医療』に掲載する予定である。なお、2023年度に発行した『国民 医療』には研究成果論文を1本掲載している。

【定款上の根拠】第4条第1項第5号

【直接の対象者】市民一般が参加できる。

(7) 「この法人の目的と同様の目的の事業を行う関係団体に対する支援及び連携」事業

この法人の目的と同様の目的の事業を行う関係団体に対する支援及び連携を通して、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを享受できる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。現在、具体的には、労働団体等への事務スペースの貸与と「国民の医薬シンポジウム」、「薬害根絶デー」及び「地方自治研究全国集会」支援を行っている。

まず、保健等に関する当法人と同様の目的の活動を行っている労働団体に事務スペースを貸与している。これは、調査研究、医療研究全国集会、講座・セミナー・シンポジウム・研修会・研究集会等の事業に関して、日常的に、密接に連携し、また、事務所として利用できる事務スペースを提供することにより相手方の同様の目的の活動を支援するためである。東日本大震災に際しては、会館から当法人と入居団体による救援隊が出発した。

その他、労働団体ではないが、社会保障制度の現状・実態を広く明らかにし、社会保障制度を改善・拡充する運動と事業を推進する団体の活動を支援するため事務スペースを提供している。

現在の入居団体は、「保健や医療・福祉に携わる労働者の生活と権利を守り、国民医療の向上と社会保障の拡充を実現することを目的とする」(日本医療労働組合連合会規約第4条)わが国で唯一の医療産業別全国組織である労働団体・日本医療労働組合連合会(日本医労連)をはじめとする9団体である。

なお、入居団体の関係者は、理事にも在籍し、当法人の運営と事業を積極的に推進している。ただ し、理事会全体に占める割合は3分の1を下回っている。

次に、「国民の医薬シンポジウム」支援事業は、医薬に関する専門的知識を普及し、薬の安全確保 と薬害防止につながる活動を促進することをはかる事業である。当法人は、「国民の医薬シンポジウム」実行委員会(宮地理事)に参画し、実行委員会の一翼を支えている。

「第 29 回国民の医薬シンポジウム」は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。薬害根絶のための啓発として開催されている「第 24 回薬害根絶デー」の趣旨に賛同しカンパを行った。また、「地方自治研究全国集会」支援事業は、憲法を住民のくらしと地方自治にいかすために、住民、労働者、自営業者、地方議員、研究者と自治体・公務公共関係労働者(労働組合)が共同して研究、交流、討論を行い、その時々の情勢の中で、住民本位の政治、地方自治を実現するために政策・運動の展望を示す全国集会事業である。当法人は、「地方自治研究全国集会」21 団体共同実行委員会

(共同実行委員に鎌倉専務理事) に参画し、実行委員会の一翼を支えている。

2024 年 10 月 5~2 日の 2 日間、「第 17 回地方自治研究全国集会 in 愛知」が名古屋市で予定されており、第 7 分科会「新型コロナの検証せずに、トリプル改定の方向性は正しいのか?」の運営委員を担っている。

【定款上の根拠】第4条第1項第2号、第4号、第6号

【直接の対象者】事務スペースの貸与については、この法人の目的と同様の目的の事業を行う労働団体等 「国民の医薬シンポジウム」、「薬害根絶デー」及び「地方自治研究全国集会」については、市民 一般が参加できる。

3. 財源等

当法人は、土地 374.76 平方メートル(東京都台東区入谷一丁目 230 番地 3, 230 番地 1、230 番地 8)、建物「日本医療労働会館」(鉄骨造陸屋根 8 階建)延床面積 1981.87 平方メートルを所有し、定款に定める事業を行っているが、建設に当たって国や地方団体からの助成は受けていない。

事業活動の財源は、賛助会員からの賛助会費、寄附金、出版物の販売収入、講座等の参加料収入、助成金、自動販売機売上の歩合などの収益事業収入によるものである。

4. 業務委託

会館の保守管理業務、エレベーターの保守・管理、清掃等は専門業者に業務委託している。『国民 医療』の印刷は、印刷専門業者に業務委託している。

5. 財政状況(会館の保全及び修繕の見込みを含む。)

直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位:円)

区分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (当事業年度)
経常収益	59,525,918	60,706,527	50,948,094	110,332,165
評価損益等調整前 当期経常増減額	$\triangle 406,985$	3,715,518	△4,787,497	3,985,472
当期経常増減額	$\triangle 406,985$	3,715,518	$\triangle 4,787,497$	3,985,472
正味財産期末残高	960,467,750	967,891,518	979,654,021	943,611,477

6. 重要な契約に関する事項

2023年度は、報告すべき重要な契約はなかった。

7. 賛助会員の状況

賛助会員数の3年間の変化を見ると、年々減少し、財政的にも厳しくなってきている。

(3月31日現在)

区 分	2021 年度	2022 年度	2023 年度
個人会員	95	90	85
団体会員	174	173	170

事業活動の維持・発展のための財源確保(寄附金及び賛助会費)が引き続きの課題となっている。 賛助会員(団体、個人)拡大のための宣伝ツールの作成、各種集会・イベントでの宣伝をはじめ、賛助会員増加に向けたさらなる取り組みや工夫が求められている。

8. 事務局運営の状況

公益法人として自己規律の発揮と適正な事業実施が求められているなか、財団事業の健全な発展をめざし、内部統制システムの確立のために、諸規則・規程の制定・改正を図りながら必要となる書類等の整備や管理体制の強化を進めた。また、昨年度に引き続いて、新型コロナウイルス感染防止対策を図るとともに、テレワーク及び時差出勤や ZOOM 会議システムによる定例事務局会議を実施するなどして適正な業務分担となるよう心がけ、公益法人にふさわしい事務局運営に努めた。なお、中村純一部長の再雇用契約が終了し、2024年1月15日付で退職となった。

9. 令和5年(2023)年度の事業と担当理事、事務局の分掌

 理事長
 佐々木悦子
 副理事長
 長友
 薫輝
 専務理事
 鎌倉
 幸孝

 理
 事
 横山
 壽一
 理
 事
 宮地
 典子

 監
 事
 大木進次郎
 監
 事
 青山
 光

(1) 事業担当

- (ア) 調査研究事業
 - ◎長友副理事長、横山理事、
- (イ) 医療研究全国集会事業
 - ◎鎌倉専務理事、長友副理事長、宮地理事
- (ウ) 「講座・セミナー・シンポジウム・研修会・研究集会」事業 ②長友副理事長、横山理事、鎌倉専務理事
- (工) 出版活動事業
 - ◎横山理事、長友副理事長
- (オ) 日本医療労働会館の管理運営事業
 - ◎鎌倉専務理事、志村理事
- (カ) 研究に対する助成事業
 - ◎長友副理事長、横山理事
- (キ) 関係団体に対する支援及び連携事業
 - ◎鎌倉専務理事、佐々木理事長

(2) 事務局

(ア) 事務局長(常勤) 鎌倉幸孝

業務処理統括、会計管理統括、医療研究全国集会、研究報告会、医療・介護フォーラム

(イ) 部 長 (常勤) 中村純一 (2024年1月15日退職)

総務担当(責任者)、『国民医療』編集、研究報告会、医療・介護フォーラム、評議員選定委員

(ウ) 財務(常勤) 津吹務

出納担当(責任者)、会計業務一般、『国民医療』編集、医療研究全国集会

(工) 庶 務(常勤) 木村圭人

会館管理業務、資料室管理、ホームページ管理、医療研究全国集会、会計業務一般

<2> 内部統制システムの整備に関する決定・決議の状況

1. 内部統制システム整備に関する基本方針

当法人は、一般社団・財団法人法施行規則を参照し、「内部統制システム整備に関する基本方針」を定めており、その内容は次のとおりであります。

「内部統制システム整備に関する基本方針」

- 1. 理事・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(一般法人法 90 条 4 項 5 号、同法施行規則 14 条 4 号)
 - (1) コンプライアンス体制の基礎として、倫理規程、公益通報者保護規程等の規程を定め、職員相互間の適切な監督体制を創設する。
 - (2) 理事が他の理事の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監事に報告するなどガバナンス体制を強化する。
 - (3) 職員の法令・定款違反行為については、就業規則に従い処分を決定する。
 - (4) 監事は、監事監査規則に基づき、理事会への出席、業務執行調査などを通じ、理事の職務執行の監査を行う。
- 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(一般法人法施行規則 14条1号)
 - (1) 理事は、評議員会、理事会その他重要な会議の議事録を、法令及び関係規程に従い作成し、適切に保存・管理する。
 - (2) 理事長及び業務執行理事は、法令に従い自己の職務執行状況を理事会に報告する。
 - (3) 理事は、法人の事業運営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、内部規程・規則等は適切に保存し、管理する。
 - (4) 理事及び監事は、いつでもこれらの情報を閲覧又は謄写することができる。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (一般法人法施行規則 14条2号)
 - (1) リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(一般法人法施行規則14条3号)
 - (1) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例理事会を原 則年2回開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催する。

- (2) 理事会の決定に基づく業務執行については、それぞれの責任者及びその権限、執行手続について 定める。
- (3) 理事は、各部門の事業計画及び予算申請を踏まえ、必要な資源の配分の決定又は見直しを行い、 効率的な運営を確保する。
- 5. 監事の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の理事からの独立性に関する事項及び監事の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(一般法人法施行規則 14 条 5 号、6 号、7 号)
 - (1) 監事がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、当法人は当法人の使用人(職員)から、監事補助者を任命するものとする。
 - (2) 当該使用人は、職務執行に当たっては監事の指揮命令を受け、理事の指揮命令を受けない。
 - (3) 当該使用人の人事評価・異動・懲戒等については監事の事前同意を得た上で、機関決定し、理事からの独立性を確保する。
 - (4) 監事補助者は、業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。
- 6. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ず る費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(一般法人法施行規則 14 条 10 号)
 - (1) 監事の職務の執行について生ずる費用について、前払又は償還を求められた際には、必要な見積 書又は証憑の提示を求め、会計処理規程に別に定める手続にしたがって処理することとする。その 他の監事の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理についても、これに準じることとする。
- 7. 理事及び使用人が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制及び監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制(一般法人法施行規則14条8号、9号、11号)
- (1) 理事及び使用人は、随時、その職務の執行状況について監事に報告する。監事は、いつでも必要に応じて、理事及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (2) 理事は、公益通報者保護規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監事への適切な報告体制を確保する。
- (3) 監事に報告した者の人事評価・異動・懲戒等(以下「懲戒等」という。)については監事の事前同意を得た上で、機関決定することとし、また、監事から、当該報告者の懲戒等についてその事後に異議が申し述べられたときは、懲戒等を撤回又は訂正することとして、当該報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。
- (4) 監事は、必要に応じて、理事会、評議員会その他の重要な会議に出席し、当法人の業務執行に関する報告を受けることができる。
- (5) 監査を実効的に行うために、理事長、業務執行理事それぞれとの間で定期的に意見交換を行う。
- 2. 当期における主な取り組み
 - (1) 個人情報保護法学習会の開催

マイナンバー法の改正(2023 年 6 月 2 日)の概要及びポイントについて、コンサルタントの星さとる氏を講師に招き、2023 年 10 月 12 日に学習会を開催した。入居団体へも参加を呼びかけ、5 名

が参加した。

(2) 会計監査

公益財団法人としての健全な管理・運営を遂行するため、監査計画を立て、2024 年 5 月 10 日に会計監査を実施した。

(3) 規程類の整備の推進

既存の規則・規程類について所要の見直しを行った。2023年度は、会計処理規程を改正した。

事業報告の附属明細書

重要な事項は、事業報告に記載した。